

(法第29条)

## 1、令和5年度事業報告書

## 特定非営利活動法人子と親の発達支援塾ほるて

今年度は感染症予防に対する国の方針が変更されたため、それに応じてマニュアルの整備やbcpなどを作成し、委員会の設置や研修会などを実施している。子どもたちの感染症予防も緩くなってきているが、コロナやインフルエンザなどの対策はこれからも重要と考え、衛生面の教育は引き続き実施している。

年度当初、少人数での取り組みにより、子どもと職員の関係性のみならず、子ども同士のつながりも強くなり、友達意識が芽生えたように見える。子どもたちとの取り組みは少しずつ形になっている印象を受けるが、職員の認識の違いから十分に組み立てていない印象を持つ。尾崎小学校が休校になったことを受け、9月から体育館を使用できるようになり、雨天時などの使用を開始している。子どもたちも喜んでいる。親子での餅つきと親子のレクリエーションを実施できた。しかし、地域での高齢者や学童クラブなどとの交流はまだ復活できていない。

子どもの安全に関する国からの要請に対して、置き去り装置を7人乗りの送迎車に設置した。当初懸念していた子供のいたずらや耳ふさぎなどの感覚異常は見られずほっとした。これには国からの補助金が全額支給された。

外回りでは、土手の改修をする事ができ、安全面の改善が少しずつ進んでいる。「ひまわりの会」では不定期に情報発信を行っており、今年度は茶話会を実施し、数名の保護者が集まった。

ホームページを一新し、外部に委託することにした。また、連絡帳をLINEに変更し、保護者にはおおむね好評である。ただし、デバイスの不備が見られ、課題になっている。

職員の研修は、定期的な事業所内勉強会に加え、外部研修を取り込んで実施している。

今年度は市役所の環境整備課から「防災について」の出前講座をしていただき、事業所の立地条件などを教えていただき、有意義な時間であった。

これまで数年間実施してきた『ひまわりプロジェクト』を休会することになり、残念である。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1)特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(単位:円)
①児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	児童福祉法に基づく障害児等放課後等デイサービス事業	毎週月～土曜日 冬休み、春休み、夏休み	放課後デイサービスえ～る	5名/日	障害を持つ子ども述べ2,283名	21,903,117
②児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業	未実施					0
③障害児等療育支援事業の一部業務の再受託に関する事業		適宜	文旦保育園	1	7	0
④学童クラブや老人クラブ等との交流・連携促進事業	未実施					0
⑤療育相談に関する事業	未実施				0	0
⑥子育て支援に関する事業	地域の子育て支援活動	通年	LINEによる情報提供無料会議所	1名	障害児を持つ親の方や療育関係者	0